

○国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議規程

令和6年1月9日制定
国立大学法人東京医科歯科大学
国立大学法人東京工業大学

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）附則第5条の規定に基づく合同学長選考会議として置く国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議（以下「合同選考会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 合同選考会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 法人の長（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する学長をいう。以下同じ。）となるべき者の選考に関する事項
- 二 法人の長の任期に関する事項
- 三 法第10条第4項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項
- 四 合同選考会議の議事の手続その他合同選考会議に必要な事項

(組織)

第3条 合同選考会議は、次の各号に掲げる国立大学法人に置かれる学長選考・監察会議において、当該学長選考・監察会議委員のうちから選出された当該各号に定める数の委員をもって組織する。

- 一 国立大学法人東京医科歯科大学 6人
 - 二 国立大学法人東京工業大学 6人
- 2 前項の国立大学法人ごとの委員のうち、2分の1以上は法12条第2項第1号に規定する委員とする。
- 3 委員が法人の長候補者として選考対象者となった場合は、委員としての身分を失う。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、速やかに後任を補充する。

(議長)

第4条 合同選考会議に議長又は共同議長（第3項、次条第2項、第6条及び第8条において「議長」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 前項の共同議長は、前条第1項第1号の委員及び第2号の委員から各1人とする。
- 3 議長は、合同選考会議を主宰する。ただし、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 合同選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。この場合において、第3条第2項に規定する委員は、同項による委員の3分の2以上出席しなければならない。

2 合同選考会議の議事は、議長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 合同選考会議の事務は、国立大学法人東京医科歯科大学戦略企画課及び国立大学法人東京工業大学総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、合同選考会議の運営等に関し必要な事項は、議長が合同選考会議に諮り定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月9日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。